

令和 7 年度 大阪広域水道企業団における等級区分及び工事金額
【水道用水供給事業及び工業用水道事業】
【市町村域水道事業】

工事種別	等級	等級区分評点 注 1)	工事金額 注 2)
土木一式工事	A A	1,410 以上	13 億 5,000 万円以上
	A	1,150 ～ 1,409	3 億 5,000 万円以上 13 億 5,000 万円未満
	B	900 ～ 1,149	9,000 万円以上 3 億 5,000 万円未満
	C	750 ～ 899	2,000 万円以上 9,000 万円未満
	D	749 以下	2,000 万円未満
建築一式工事	A A	1,370 以上	8 億円以上
	A	1,120 ～ 1,369	6 億円以上 8 億円未満
	B	840 ～ 1,119	1 億 8,000 万円以上 6 億円未満
	C	730 ～ 839	5,000 万円以上 1 億 8,000 万円未満
	D	729 以下	5,000 万円未満
電気工事 管工事	A	1,070 以上	2 億円以上
	B	785 ～ 1,069	5,000 万円以上 2 億円未満
	C	725 ～ 784	2,000 万円以上 5,000 万円未満
	D	724 以下	2,000 万円未満
舗装工事	A	900 以上	2,500 万円以上
	B	780 ～ 899	1,000 万円以上 2,500 万円未満
	C	779 以下	1,000 万円未満

注 1) 等級区分評点＝経営事項審査結果の総合評定値（P 点）＋地元点（100 点）＋福祉点（8 点）＋環境点（2 点又は 4 点）

注 2) 工事金額によっては共同企業体の結成を求める。詳細は、「大阪広域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱」による。

※ 等級区分評点は、大阪府建設工事競争入札参加資格審査による。

※ 令和 7 年度の等級区分評点及び工事金額については、昨年度から変更はありません。

※ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む価格をいう。以下同じ。）が 1 億円以上の工事については、原則として入札参加業者に特定建設業許可を求める。ただし、建築一式工事は 1 億 2,000 万円以上、プラント機械・電気・電気通信設備工事は 1 億 5,000 万円以上、電気工事及び管工事（建築付帯に限る。）は 1 億 5,000 万円以上とする。

※ 予定価格が 9,000 万円未満の管布設系（布設、布設替及び撤去等）工事は、原則として水道施設工事での発注とする。

※ プラント設備系工事は上表によらない場合があるため、個別の電子入札公告「3 入札参加資格」を参照のこと。

※ 市町村域水道事業における地域要件設定の案件での入札参加の可否は、上表によらない場合があるため、個別の電子入札公告「3 入札参加資格」を参照のこと。